

木造住宅の耐震化にかかる費用を補助します！
江別市耐震化推進支援事業について
— 除却 —



地震による住宅の倒壊を防止し、安全で安心に暮らしていくために、耐震診断にて耐震性を確認し、必要に応じて耐震改修等をすることが重要です。

江別市では、耐震診断により、倒壊する可能性が高い木造住宅の『除却工事』に必要な経費の一部を補助し、住宅の耐震化の促進を支援します。



除却工事 費用の

23%

(上限30万円)

住宅部分が補助対象です。

※車庫、物置、門、塀、アスファルト、樹木等の撤去は補助対象外です。

事前に『耐震診断』が必要です。

※耐震診断の結果、上部構造評点が0.4未満が補助対象です。

図面や聞き取りに基づく

『**無料簡易耐震診断**』も実施しています。(※現地調査は行いません。)



受付期間

令和7年5月9日(金)～令和7年9月9日(火)

※申し込みが予算額に達した場合は受付を終了いたします。

江別市建設部建築指導課

補助制度の要件

対象住宅

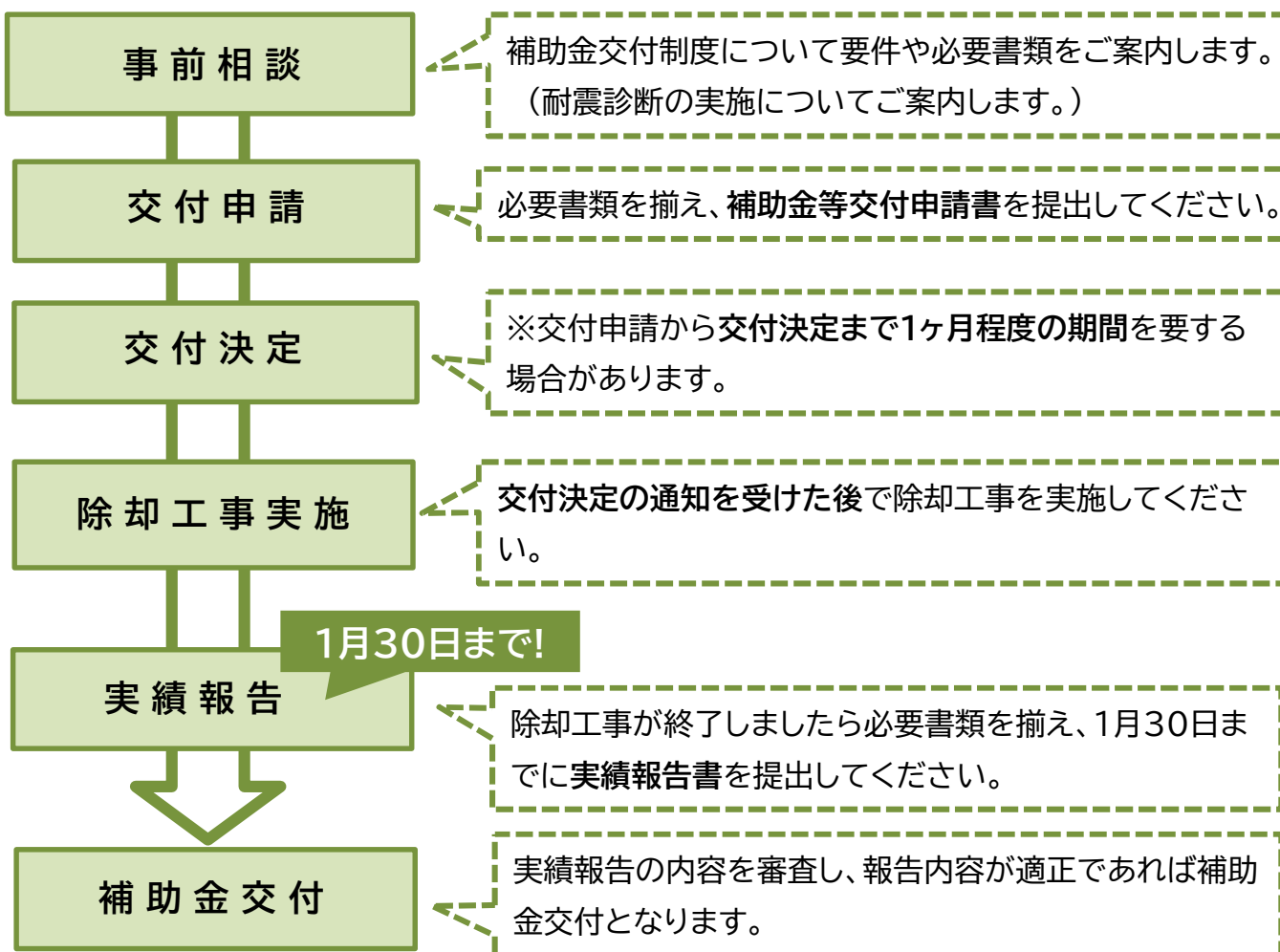
- ①昭和56年5月31日以前に着工された市内の木造住宅であること。
- ②戸建て住宅、長屋建て住宅または併用住宅であること。
- ③地上3階建以下の在来軸組工法であること。
- ④耐震診断の結果、上部構造評点が0.4未満であること。
- ⑤除却に関する同様の補助金の交付を受けないこと、耐震改修の補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑥所有権以外の権利が設定されていないこと。

対象者

- ①個人であること。
- ②対象住宅の所有者または所有者の1親等以内の親族であること。
- ③市税及び対象住宅の固定資産税を滞納していないこと。
- ④世帯員全員が暴力団員ではないこと。

補助制度の流れ

※除却工事は江別市内業者が実施するものに限りします。



補助制度の要件の詳細や必要書類につきましては江別市HP耐震補助制度サイトにてご確認ください。(右記QRコードよりアクセス可能です。)

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kenchikusidousub/2267.html>

